

島根県報

号外第一一一号
平成十四年十一月十二日
(火曜日)

公安告示

類路の交差に関する規制の一部改正

目次

公安委員会告示

島根県公安委員会告示第99号

昭和36年島根県公安委員会告示第30号（道路の交通に関する規制）の一部を次のように改正する。

平成14年11月12日

島根県公安委員会委員長 古 瀬 章

別表第1（法第4条第1項の規定による信号機を設置する場所）の松江警察署の部松江市の項に次のように加える。

場	所	種類	摘	要
東生馬町15番地1先	松江整肢学園前交差点	押ボタン式		

別表第1（法第4条第1項の規定による信号機を設置する場所）の出雲警察署の部出雲市の項に次のように加える。

場	所	種類	摘	要
塩谷町223番地7先	島根難病研究所北西三差路	押ボタン式		

別表第1（法第4条第1項の規定による信号機を設置する場所）の出雲警察署の部簸川郡の項に次のように加える。

場	所	種類	摘	要
多伎町大字久村267番地2先	新道入口交差点	押ボタン式		
多伎町大字口田儀905番地2先	鶴見会館前交差点	押ボタン式		
斐川町大字荏原町1939番地7先	南西約200メートル新田上交差点	押ボタン式		

別表第1（法第4条第1項の規定による信号機を設置する場所）の西郷警察署の項に次のように加える。

場	所	種類	摘	要
西郷町大字港町字大津の二13番地4	西郷大橋北詰	プログラム多段式		

別表第1（法第4条第1項の規定による信号機を設置する場所）の浦郷警察署の項中

場	所	種類	摘	要
西ノ島町大字美田3512番地先	西ノ島中学校入口三差路	押ボタン式		

を

場	所	種類	摘	要
西ノ島町大字美田3522番地4先 三差路	西ノ島中学校入口	押ボタン式		

に改める。

別表第 2 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 8 条第 1 項の規定による車両の通行を禁止する場所) の松江警察署の部松江市の項中

場	所	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止日	摘
西嫁島町二丁目7番2号前交差点の東詰			車両 (軽車両を) 除く。	午前7時から午後9時まで	東進 禁止
西嫁島二丁目6番5号先	JR乃木踏切西詰		車両 (2輪・軽 車両を除く)。	午前7時から午後9時まで	東進 禁止
上乃木4丁目12番38号先	三差路の北詰		車両 (軽車両を) 除く。	午前7時から午前9時まで	北進 禁止
上乃木4丁目20番7号先	南方交差点の南詰		車両	終日	南進 禁止
上乃木四丁目20番7号先	丸山交差点の西詰		大型貨物自動車及び大型特殊自動車	午前7時から午後9時まで	西進 禁止
上乃木7丁目10番2号先	山居川管理道路西入口三差路の東詰		車両 (軽車両を) 除く。	終日	東進 禁止

東津田町539番地先 の西詰	松原橋南詰交差点	車両 (2輪・軽 車両を除く)。	午前7時から午前9時まで	西進 禁止
八幡町889番地27先 西詰	的場池西交差点の西詰	車両 (2輪・軽 車両を除く)。	午前7時から午前9時まで	東進 禁止
乃白町567番地先	勝負交差点の西詰	大型自動車 (マイクロ バスを除く)。	午前7時から午後7時まで	西進 禁止
古曾志町563番地先		車両 (2輪・軽 車両を除く)。	日曜・休日を除く 午前7時から午前8時30分まで	北進 禁止
上乃木1640の2番地先 西詰	北側三差路の西詰	車両 (軽車両を) 除く。	午前7時から午前9時まで	西進 禁止
上乃木六丁目3番73号前交差点の北詰		車両 (軽車両を) 除く。	午前7時から午前9時まで	北進 禁止
東朝日町232番地先交差点の北詰		車両 (軽車両を) 除く。	終日	北進 禁止
朝日町590番地5前交差点		車両 (軽車両を) 除く。	終日	南進 禁止
西浜佐陀町地内	西浜佐陀踏切の北詰	車両 (二輪・小 特・軽車 両を除く)。	午前7時から午前8時30分まで	南進 禁止

西浜佐陀町368番地先三差路の南詰		車 両 (軽車両を 除く。)	午前7時 から午前 9時まで	南東進 禁止
-------------------	--	-----------------------------	----------------------	-----------

を削り、同項に次のように加える。

場 所	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止時	摘 要
乃木福富町267番地2先 主要地方道松江木次線高架橋松江農林高校南交差点から同町296番地1先 主要地方道松江木次線高架下交差点北東詰までの間の市道	380 メートル	車 両 (軽車両を 除く。)	終 日	自転車 及び歩 行者用 道路
西嫁島町二丁目10番16号先 島根県職員運動場西側国道9号と主要地方道松江木次線分岐部高架橋北側入口から乃木福富町267番地2先 主要地方道松江木次線高架橋松江農林高校南交差点までの間の主要地方道松江木次線	950 メートル	自 転 車	終 日	
西嫁島町二丁目10番16号先 島根県職員運動場西側国道9号と主要地方道松江木次線分岐部高架橋北側入口から乃木福富町267番地2先 主要地方道松江木次線高架橋松江農林高校南交差点までの間の主要地方道松江木次線	950 メートル	歩 行 者	終 日	

別表第2（法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による車両の通行を禁止する場所）の松江警察署の部八束郡の項に次のように加える。

場 所	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止時	摘 要
八雲村大字東岩坂3番地8先東側から同村大字東岩坂地内 要害橋南詰三差路までの間の村道	20 メートル	車 両 (路線バス を除く。)	土曜・日 曜・休日 を除く 午前7時 から午前 8時30分 まで	
八雲村大字日吉333番地149番地先 北西交差点から同村大字東岩坂3番地8先東側要害橋南方交差点までの間の村道	230 メートル	車 両 (路線バス を除く。)	土曜・日 曜・休日 を除く 午前7時 から午前 8時30分 まで	

別表第2（法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による車両の通行を禁止する場所）の出雲警察署の部出雲市の項に次のように加える。

場 所	区間距離	通行を禁止するもの	通行禁止時	摘 要
知井宮町1218番地1先交差点から知井宮町1231番地1先栄町踏切南方70メートル地点の交差点までの間の県道大社立久恵線	300 メートル	大型貨物 自動車 (最大積載 量12トン 以上)	終 日	

別表第3（法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による一方通行場所）の松江警察署の部松江市の項中

区 間	片原町 8 番地先 筋違橋南側 交差点から末次本町 4 番地先 京橋南詰交差点までの間の市 道片原東本町線	通行を禁止 する方向	西 行	区間距離	650 メートル	通行を禁止 するもの	車 両 (軽車両を) 除く。	通行禁止 時 日	午前 7 時 から午後 9 時まで	摘要
-----	--	---------------	-----	------	-------------	---------------	----------------------	-------------	-------------------------	----

を削り、同項に次のように加える。

区 間	浜乃木二丁目 2 番 14 号先 J R 乃木踏切東詰から西塚島二 丁目 6 番 5 号先 乃木踏切西 詰までの間の市道	通行を禁止 する方向	東 行	区間距離	18 メートル	通行を禁止 するもの	車 両 (2 輪・軽 車両を) 除く。	通行禁止 時 日	午前 7 時 から午後 9 時まで	摘要
区 間	上乃木四丁目 12 番 38 号先 三 差路の北詰から北方へ 10 メー トルの間の市道	通行を禁止 する方向	北 行	区間距離	10 メートル	通行を禁止 するもの	車 両 (軽車両を) 除く。	通行禁止 時 日	午前 7 時 から午前 9 時まで	摘要
区 間	上乃木四丁目 20 番 1 号先 松 江道路側道上下線導流路	通行を禁止 する方向	南 行	区間距離	20 メートル	通行を禁止 するもの	車 両 除く。	通行禁止 時 日	終 日	摘要
区 間	上乃木七丁目 10 番 2 号先 山 居川管理道路と主要地方道松 江島根線との交差点から東へ 10 メートルの間の市道	通行を禁止 する方向	東 行	区間距離	10 メートル	通行を禁止 するもの	車 両 (軽車両を) 除く。	通行禁止 時 日	終 日	摘要
区 間	東津田町 539 番地 11 先 松原 橋南詰交差点の西詰から西方 へ 2 メートルの間の市道	通行を禁止 する方向	西 行	区間距離	2 メートル	通行を禁止 するもの	車 両 (2 輪・軽 車両を) 除く。	通行禁止 時 日	午前 7 時 から午前 9 時まで	摘要
区 間	八幡町 889 番地 1 先 竹矢公 民館入口交差点から北東へ 3 メートルの間の市道	通行を禁止 する方向	北東行	区間距離	3 メートル	通行を禁止 するもの	車 両 (2 輪・軽 車両を) 除く。	通行禁止 時 日	午前 7 時 から午前 9 時まで	摘要

区 間	上乃木九丁目 4 番 1 号先 三 差路の西詰から 5 メートルの 間の市道	通行を禁止 する方向	西 行	区間距離	5 メートル	通行を禁止 するもの	車 両 (軽車両を) 除く。	通行禁止 時 日	午前 7 時 から午前 9 時まで	摘要
区 間	上乃木六丁目 3 番 73 号先 交 差点北詰から 15 メートルの 間の市道	通行を禁止 する方向	北 行	区間距離	15 メートル	通行を禁止 するもの	車 両 (軽車両を) 除く。	通行禁止 時 日	午前 7 時 から午前 9 時まで	摘要
区 間	東朝日町 242 番地 1 先交差点 から同町 233 番地 4 先交差点 までの間の市道	通行を禁止 する方向	北 行	区間距離	15 メートル	通行を禁止 するもの	車 両 (軽車両を) 除く。	通行禁止 時 日	終 日	摘要
区 間	朝日町 500 番地 5 先 く に び き大橋南詰西浴交差点の北詰 から 18 メートルの間の市道	通行を禁止 する方向	南 行	区間距離	18 メートル	通行を禁止 するもの	車 両 (軽車両を) 除く。	通行禁止 時 日	終 日	摘要
区 間	西浜佐陀町 1027 番地先 西浜 佐陀踏切南側三差路から同町 地内 西浜佐陀踏切北方三差 路までの間の市道	通行を禁止 する方向	南 行	区間距離	50 メートル	通行を禁止 するもの	車 両 (二輪・小 型特・軽車 両を除く。	通行禁止 時 日	午前 7 時 30 分から 午前 8 時 30 分まで	摘要
区 間	西浜佐陀町 368 番地先 ティ ラニー美術館北東側国道 43 1 号と市道との交差点南東詰 部分	通行を禁止 する方向	南東行	区間距離	1 メートル	通行を禁止 するもの	車 両 (軽車両を) 除く。	通行禁止 時 日	午前 7 時 から午前 9 時まで	摘要

別表第 3 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 8 条第 1 項の規定による一方通行場所) の松
江警察署の部八束郡の項中

区 間	八雲村大字東岩坂 3 番地先 要害橋南詰から同村大字日吉 333 番地 149 先 北西交差点ま での間の村道	通行を禁止 する方向	南 行	区間距離	200 メートル	通行を禁止 するもの	車 両 (軽車両を) 除く。	通行禁止 時 日	午前 7 時 30 分から 午前 8 時 30 分まで	摘要
-----	--	---------------	-----	------	-------------	---------------	----------------------	-------------	--------------------------------------	----

を削る。

別表第 4 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 8 条第 1 項の規定による車両の左折又は右折

を禁止する場所) の松江警察署の部松江市の項中

場 所	進行を禁止する方向	対 象 車 両	禁止日時	摘要
片原町89番地先 幸橋南詰交差点の西詰	東進車両の 右折南行	車 両 (軽車両を除く。) 2輪車を除く。	午前7時 30分から 午前8時 30分まで 日曜、及び 祭日、及び ふりかえ 休日を除 く。	
西嫁島町二丁目7番2号前 交差点の南詰	北進車両の 右折東行	車 両 (軽車両を) 除く。	午前7時 から午後 9時まで	
西嫁島町二丁目7番2号前 交差点の北詰	南進車両の 左折東行	車 両 (軽車両を) 除く。	午前7時 から午後 9時まで	
山代町489番地7先 二子塚古墳北西側交差点の東詰	西進車両の 右折北行	車 両 (軽車両を) 除く。	午前7時 から午前 8時30分 まで	
山代町489番地7先 二子塚古墳北西側交差点の西詰	東進車両の 左折北行	車 両 (軽車両を) 除く。	午前7時 から午前 8時30分 まで	

を

を禁止する場所) の松江警察署の部松江市の項中

場 所	進行を禁止する方向	対 象 車 両	禁止日時	摘要
片原町87番地先 幸橋南詰交差点の西詰	東進車両の 右折南行	車 両	終 日	
西嫁島町二丁目7番2号先 交差点	北進車両の 右折東行 南進車両の 左折東行	車 両 (軽車両を) 除く。	終 日	
山代町486番地4先 二子塚古墳北西側交差点	西進車両の 右折北行 東進車両の 左折北行	車 両 (軽車両を) 除く。	午前7時 から午前 8時30分 まで	

に改め、同項に次のように加える。

場 所	進行を禁止する方向	対 象 車 両	禁止日時	摘要
片原町100番地先 幸橋南詰交差点の東詰	西進車両の 右折北行	車 両	終 日	
学園一丁目6番3号先 南西交差点	西進車両の 右折北行	車 両	終 日	
古曾志町563番地先 一畑電鉄古曾志市道踏切南側三差路	北西進車両の 右折東行 南東進車両の 左折東行	車 両 (2輪車を除く。)	土曜・日 曜・休日 を除く 午前7時 30分から 午前8時 30分まで	

別表第5 (法第4条第1項、第2項及び第8条第1項の規定による車両の直進を禁止する場所) の松江警察署の部松江市の項中

場 所	進行を禁止する方向	対 象 車 両	禁 止 日 時	摘 要
山代町489番地7先 二子塚古墳北西側交差点の南詰	北 行	車 両 (軽車両を) 除く。	午前7時 から午前 8時30分 まで	

を

場 所	進行を禁止する方向	対 象 車 両	禁 止 日 時	摘 要
山代町486番地4先 二子塚古墳北西側交差点	北 行	車 両 (軽車両を) 除く。	午前7時 から午前 8時30分 まで	

に改め、同項に次のように加える。

場 所	進行を禁止する方向	対 象 車 両	禁 止 日 時	摘 要
乃白町567番地先 勝負交差点の北東詰	西 行	大型自動車 (マイクロ バスを除 く)。	午前7時 から 午後7時 まで	
西嫁島町二丁目7番2号先 交差点	東 行	車 両 (軽車両を) 除く。	午前7時 から 午後9時 まで	

別表第6 (法第4条第1項、第2項及び第38条第1項の規定による横断歩道設置場所)の松江警察署の部松江市の項中

場 所	横断歩道設置数	摘 要
東生馬町15の1番地先 松江整肢学園前	1	
山代町482番地先交差点	1	

を

場 所	横断歩道設置数	摘 要
東生馬町15番地1先 松江整肢学園前交差点	3	
山代町486番地4先 二子塚古墳北西側交差点	3	

に改め、同項に次のように加える。

場 所	横断歩道設置数	摘 要
学園南一丁目22番7号先 昭和橋東詰交差点	1	
乃木福富町105番地6先 三差路	1	
乃木福富町105番地4先 交差点	3	
乃木福富町132番地2先 三差路	1	
乃木福富町141番地1先 三差路	3	

報 根 根

乃木福富町148番地 1 先 三差路	1	
乃木福富町157番地先 三差路	2	
乃木福富町167番地 1 先 交差点	2	
乃木福富町225番地 3 先 三差路	1	
乃木福富町233番地 1 先 三差路	1	

別表第 6 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 38 条第 1 項の規定による横断歩道設置場所)の松江警察署の部八束郡の項に次のように加える。

場	所	横断歩道設置数	摘要
	八束町大字江島538番地先 三差路	1	

別表第 6 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 38 条第 1 項の規定による横断歩道設置場所)の三成警察署の項中

場	所	横断歩道設置数	摘要
	横田町大字下横田74番地 1 先 交差点	1	

を

場	所	横断歩道設置数	摘要
	横田町大字下横田83番地 8 先 重国入口交差点	2	

に改める。

別表第 6 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 38 条第 1 項の規定による横断歩道設置場所)の木次警察署の項中

場	所	横断歩道設置数	摘要
	大東町大字上久野100番地 7 先 上久野橋西詰交差点	3	

を

場	所	横断歩道設置数	摘要
	大東町大字上久野100番地 7 先 上久野交差点	4	

に改める。

別表第 6 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 38 条第 1 項の規定による横断歩道設置場所)の掛合警察署の項に次のように加える。

場	所	横断歩道設置数	摘要
	三刀屋町大字乙加宮1419番地 1 先 鍋山橋西詰三差路	1	

別表第 6 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 38 条第 1 項の規定による横断歩道設置場所)の出雲警察署の部出雲市の項中

場 所	横断歩道設置数	摘要
高岡町472の1先 更科西方交差点	1	
朝山町933番地先 三差路	2	
塩冶原町二丁目5番17号先 三差路	1	

を

場 所	横断歩道設置数	摘要
高岡町483番地2先 かわと交番前交差点	4	
朝山町933番地1先 朝山三差路	3	
塩冶町223番地7先 島根難病研究所北西三差路	2	

に改め、同項に次のように加える。

場 所	横断歩道設置数	摘要
今市町1232番地先 十字路交差点	1	
江田町47番地4先 交差点	1	

別表第 6 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 38 条第 1 項の規定による横断歩道設置場所) の出雲警察署の部簸川郡の項中

場 所	横断歩道設置数	摘要
斐川町大字莊原町1939番地7先 南西約200メートル地点の交差点	1	
多伎町大字久村267番地先 教会入口バス停前	1	
多伎町大字口田儀907番地2先 鶴見会館前三差路	1	

を

場 所	横断歩道設置数	摘要
斐川町大字莊原町1939番地7先 南西約200メートル地点の交差点	2	
多伎町大字久村267番地2先 新道入口交差点	1	
多伎町大字口田儀905番地2先 鶴見会館前交差点	1	

に改め、同項に次のように加える。

場 所	横断歩道設置数	摘要
斐川町大字富村130番地4先 伊波野駐在所南方交差点	1	

別表第 6 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 38 条第 1 項の規定による横断歩道設置場所) の平田警察署の項に次のように加える。

場	所	横断歩道設置数	摘要
小伊津町46番地先		1	

別表第 6（法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 38 条第 1 項の規定による横断歩道設置場所）の
大社警察署の項中

場	所	横断歩道設置数	摘要
大社町大字北荒木907番地	西交差点	2	
大社町大字修理免752の 4 番地先	十字路	1	

を

場	所	横断歩道設置数	摘要
大社町大字北荒木743番地	3 先交差点	3	
大社町大字修理免752番地	1 先交差点	3	

に改め、同項に次のように加える。

場	所	横断歩道設置数	摘要
大社町大字北荒木10番地	20 先 交差点	4	

別表第 6（法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 38 条第 1 項の規定による横断歩道設置場所）

の益田警察署の部益田市の項中

場	所	横断歩道設置数	摘要
横田町1976の 4 番地先		1	

を削る。

別表第 6（法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 38 条第 1 項の規定による横断歩道設置場所）の
浦郷警察署の項中

場	所	横断歩道設置数	摘要
西ノ島町大字美田2179の 2 番地先	交差点	2	
西ノ島町大字美田3512番地先	西ノ島中学校入口	1	

を

場	所	横断歩道設置数	摘要
西ノ島町大字美田2179番地	2 先 交差点	2	
西ノ島町大字美田3522番地	4 先 西ノ島中学校入口三差路	1	

に改める。

別表第 7（法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 63 条の 4 第 1 項の規定により普通自転車が歩道を通行することができる場所）の松江警察署の部松江市の項に次のように加える。

場	所	区間距離	摘	要
	乃木福富町267番地2先 主要地方道松江木次線高架橋松江農林高校南交差点から同町296番地1先 主要地方道松江木次線高架下交差点北西詰から140メートル地点までの間の市道	540 メートル	片	側
	乃木福富町310番地2先 半原橋南西詰交差点から同町369番地先までの間の県道浜乃木湯町下り線側歩道	120 メートル	片	側
	浜乃木六丁目10番14号先交差点から乃木福富町231番地2先福富橋南詰交差点までの間の市道浜乃木乃白線及び福富勝負橋線	670 メートル	両	側
	乃木福富町140番地2先 葉師橋北側上り側道交差点から同町141番地1先三差路までの間の市道浜乃木乃白線	60 メートル	両	側

別表第7（法第4条第1項、第2項及び第63条の4第1項の規定により普通自転車が歩道を通ることができる場所）の出雲警察署の部出雲市簸川郡の項中

場	所	区間距離	摘	要
	簸川郡斐川町大字名島635番地 前三差路から出雲市武志町289番地先 出雲警察署北神立検問所前三差路までの間の農道簸川地区広域宮農団地農道	1100 メートル	両	側

を

場	所	区間距離	摘	要
	簸川郡斐川町大字名島635番地先三差路から出雲市武志町289番地先出雲警察署北神立検問所前三差路までの間の県道斐川出雲大社線の南側歩道	1100 メートル	片	側

簸川郡斐川町大字名島635番地先三差路から出雲市平野町552番地1先交差点までの間の県道斐川出雲大社線の北側歩道	4700 メートル	片	側
--	--------------	---	---

に改め

場	所	区間距離	摘	要
	古志町694番地先古志橋東詰から同町945の1番地先古志橋西詰交差点までの間の県道多伎江南出雲線の北側歩道	150 メートル	片	側

を削る。

別表第8（法第4条第1項、第2項及び第22条第1項の規定による最高速度制限場所）の松江警察署の部松江市の項中

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車	制 限 時 日	区間距離	摘 要
乃木福富町340番地1先 野代川橋西側100メートル先京都起点334.34キロメートル地点から八束郡玉湯町大字布志名637番地40先京都起点336.3キロメートル地点までの間の国道9号	50キロ メートル	両 車 急 自 動 車 、 原 付 、 けん引① ②③を除く。	終 日	1960 メートル	

を削り、同項に次のように加える。

区域又は道路の区間 乃木福富町267番地2先 主要地方道松江木次線高架橋松江農林高校南交差点から同町296番地1先 主要地方道松江木次線高架下交差点までの間の市道	最高速度 (毎時) 40キロメートル	制限する 車 両 車 緊急自動車、 けん引(②)、 けん引(③)を除く。	制 日 時 終 日	区 間 距 離 400 メ ー ト ル	摘 要
区域又は道路の区間 乃木福富町296番地1先 主要地方道松江木次線高架下交差点から同地点までの間の同高架下周回道路	最高速度 (毎時) 30キロメートル	制限する 車 両 車 緊急自動車、 けん引(③)を除く。	制 日 時 終 日	区 間 距 離 260 メ ー ト ル	摘 要
区域又は道路の区間 東忌部町1672番地7先から同町2482番地1先南方約100メートル先の郡境までの間の主要地方道松江木次線	最高速度 (毎時) 40キロメートル	制限する 車 両 車 緊急自動車、 けん引(②)、 けん引(③)を除く。	制 日 時 終 日	区 間 距 離 1500 メ ー ト ル	摘 要

別表第 8 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 22 条第 1 項の規定による最高速度制限場所)の松江警察署の部八束郡の項に次のように加える。

区域又は道路の区間 玉湯町大字布志名21番地1先京都起点335.2キロメートル地点から同町大字布志名637番地40先京都起点336.3キロメートル地点までの間の国道9号	最高速度 (毎時) 50キロメートル	制限する 車 両 車 緊急自動車、 けん引(①)、 けん引(②)、 けん引(③)を除く。	制 日 時 終 日	区 間 距 離 1100 メ ー ト ル	摘 要
---	--------------------------	---	-----------------------	--	--------

別表第 8 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 22 条第 1 項の規定による最高速度制限場所)の掛合警察署の項中

区域又は道路の区間 掛合町大字松笠756番地3先 明泉寺前三差路から同町松笠地内松笠大橋東方100メートル地点までの間の主要地方道湖陵掛合線	最高速度 (毎時) 40キロメートル	制限する 車 両 車 緊急自動車、 けん引(②)、 けん引(③)を除く。	制 日 時 終 日	区 間 距 離 780 メ ー ト ル	摘 要
区域又は道路の区間 頓原町大字頓原村1990番地4先 広島起点111.73キロメートル地点から同町大字花栗859番地2先広島起点114.80キロメートル地点までの間の国道54号	最高速度 (毎時) 50キロメートル	制限する 車 両 車 緊急自動車、 けん引(①)、 けん引(②)、 けん引(③)を除く。	制 日 時 終 日	区 間 距 離 3070 メ ー ト ル	摘 要

を

区域又は道路の区間 掛合町大字松笠768番地3先 大谷橋東方約100メートル地点から同町大字松笠1170番地先 松笠大橋東方約100メートル地点までの間の主要地方道湖陵掛合線	最高速度 (毎時) 40キロメートル	制限する 車 両 車 緊急自動車、 けん引(②)、 けん引(③)を除く。	制 日 時 終 日	区 間 距 離 1000 メ ー ト ル	摘 要
区域又は道路の区間 頓原町大字頓原村1990番地4先 広島起点111.73キロメートル地点から同町大字花栗840番地1先広島起点113.94キロメートル地点までの間の国道54号	最高速度 (毎時) 50キロメートル	制限する 車 両 車 緊急自動車、 けん引(①)、 けん引(②)、 けん引(③)を除く。	制 日 時 終 日	区 間 距 離 2210 メ ー ト ル	摘 要

に改める。

別表第 8 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 22 条第 1 項の規定による最高速度制限場所)の出雲警察署の部出雲市の項中

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車 両	制 限 日 時	区間距離	摘要
<p>出雲市白枝町684の3番地先白枝交差点(京都起点365.6キロメートル)から簸川郡湖陵町大字二部1661の11番地先江南分れ交差点西方(京都起点373.0キロメートル)までの国道9号線</p>	50キロメートル	車 両 緊急自動 車、原付、 けん引① ②③を除く。	終 日	7400 メートル	
<p>知井宮町1213番地先三差路から神門町810の1番地先三差路までの間の県道大社立久恵線</p>	40キロメートル	車 両 緊急自動 車、原付、 けん引② ③を除く。	終 日	800 メートル	

を

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車 両	制 限 日 時	区間距離	摘要
<p>簸川郡斐川町大字伊川685番地5先 伊川東交差点西方(京都起点359.8キロメートル)から出雲市知井宮町221番地先芦渡交差点西方(京都起点367.6キロメートル)までの間の国道9号</p>	50キロメートル	車 両 緊急自動 車、原付、 けん引① ②③を除く。	終 日	7800 メートル	

<p>出雲市神西沖町2129番地8先 神西沖交差点東方130メートル(京都起点371.07キロメートル)から簸川郡湖陵町大字板津308番地1先江南分れ交差点西方(京都起点373.0キロメートル)までの間の国道9号</p>	50キロメートル	車 両 緊急自動 車、原付、 けん引① ②③を除く。	終 日	1930 メートル	
<p>神門町797番地先神門交差点から知井宮町1803番地先浅柄大橋東詰交差点までの間の県道大社立久恵線</p>	40キロメートル	車 両 緊急自動 車、原付、 けん引② ③を除く。	終 日	1400 メートル	

に改める。

別表第 8 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 22 条第 1 項の規定による最高速度制限場所) の出雲警察署の部簸川郡の項中

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車 両	制 限 日 時	区間距離	摘要
<p>斐川町大字伊川688の5番地先(京都起点359.8キロメートル)から同424の7番地先東方100メートル地点(京都起点360.0キロメートル)までの間の国道9号</p>	50キロメートル	車 両 緊急自動 車、原付、 けん引① ②③を除く。	終 日	200 メートル	

を削る。

別表第 8 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 22 条第 1 項の規定による最高速度制限場所) の大社警察署の項中

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車	制 日 限 時	区 間 距 離	摘 要
大社町大字杵築東311番地先 山 根通り入口交差点から同町大字杵 築北2844の5番地先 稲佐浜交差 点までの間の主要地方道大社日御 碕線	50キロ メートル	車 （緊急自動 車、原付、 けん引① ②③を除 く。）	終 日	900 メートル	

を

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車	制 日 限 時	区 間 距 離	摘 要
大社町大字杵築東311番地先 宮 内交差点から同町大字杵築北2844 番地先 稲佐交差点までの間の主 要地方道大社日御碕線	40キロ メートル	車 （緊急自動 車、原付、 けん引② ③を除く。）	終 日	900 メートル	

に改める。

別表第 8 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 22 条第 1 項の規定による最高速度制限場所)
の大田警察署の項中

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車	制 日 限 時	区 間 距 離	摘 要
久利町久利404の3番地先から同 679の2番地先までの間の主要地 方道大田桜江線	30キロ メートル	自 動 車	終 日	880 メートル	
大田町大田ロ818番地先栄町交差 点から久利町久利404番地3先ま での間の主要地方道大田桜江線	40キロ メートル	車 （緊急自動 車、原付、 けん引② ③を除く。）	終 日	5150 メートル	

久手町刺鹿2072番地1先 江谷橋 北詰 (京都起点393.52キロメー トル) から五十猛町1187番地1先 (京都起点405.58キロメートル) までの間の国道9号	50キロ メートル	車 （緊急自動 車、原付、 けん引① ②③を除 く。）	終 日	10910 メートル	
--	--------------	--	--------	---------------	--

を

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車	制 日 限 時	区 間 距 離	摘 要
久利町久利406番地10先から同689 番地3先三差路までの間の主要地 方道大田桜江線	30キロ メートル	車 （緊急自動 車、けん 引③を除 く。）	終 日	750 メートル	
大田町大田ロ818番地先栄町交差 点から久利町久利639番地2先ま での間の主要地方道大田桜江線	40キロ メートル	車 （緊急自動 車、原付、 けん引② ③を除く。）	終 日	3850 メートル	
久手町刺鹿2072番地1先 江谷橋 北詰 (京都起点393.52キロメー トル) から同480番地先 (京都起点 394.94キロメートル) までの間の 国道9号	50キロ メートル	車 （緊急自動 車、原付、 けん引① ②③を除 く。）	終 日	1420 メートル	
長久町長久イ586番地1先 (京都 起点398.86キロメートル) から五 十猛町1187番地1先 (京都起点 405.58キロメートル) までの間の 国道9号	50キロ メートル	車 （緊急自動 車、原付、 けん引① ②③を除 く。）	終 日	6720 メートル	

に改める。

別表第 8 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 22 条第 1 項の規定による最高速度制限場所)
の温泉津警察署の項中

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車	制 日 限 時	区 間 距 離	摘 要
温泉津町大字小浜989番地4先温 泉津入口から同温泉津竹の内1796 番地先温泉津漁業協同組合貯水庫 前までの間の県道温泉津停車場 及び温泉津港線	30キロ メートル	車 緊急自動 車、けん引 ③を除く。	終 日	1300 メートル	
仁摩町大字仁万町471番地1先仁 万交差点から同町大字仁万町591 番地1先交差点までの間の主要地 方道仁摩瑞穂線	50キロ メートル	車 緊急自動 車、原付、 けん引① ②③を除 く。	終 日	490 メートル	
仁摩町大字天河内1299番地先 都起点411.7キロメートル地点か ら温泉津町大字湯里1307番地1先 消防分署西方200メートル地点 (京都起点416.0キロメートル)ま での間の国道9号	50キロ メートル	車 緊急自動 車、原付、 けん引① ②③を除 く。	終 日	4340 メートル	

を

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車	制 日 限 時	区 間 距 離	摘 要
温泉津町大字小浜989番地4先温 泉津入口から同町大字小浜1529 番地11先までの間の県道温泉津停 車場線	40キロ メートル	車 緊急自動 車、原付、 けん引② ③を除く。	終 日	235 メートル	
温泉津町大字小浜1529番地11先 から同町温泉津竹の内1796番地 先温泉津漁業協同組合貯水庫前ま での間の県道温泉津停車場線	30キロ メートル	車 緊急自動 車、けん引 ③を除く。	終 日	1065 メートル	

仁摩町大字仁万町471番地1先仁 万交差点から同482番地2先清石 橋東詰までの間の主要地方道仁摩 瑞穂線	50キロ メートル	車 緊急自動 車、原付、 けん引① ②③を除 く。	終 日	600 メートル	
仁摩町大字天河内町1299番地先 京都起点411.7キロメートル地点 から仁摩町大字馬路町地内 京都 起点412.4キロメートル地点まで の間の国道9号	50キロ メートル	車 緊急自動 車、原付、 けん引① ②③を除 く。	終 日	700 メートル	
仁摩町大字馬路町地内 神畑トシ ネル東側 京都起点413.6キロメー トル地点から温泉津町湯里大字湯 里1307番地1先 消防分署西方200 メートル地点 (京都起点416.0キ ロメートル) までの間の国道9号	50キロ メートル	車 緊急自動 車、原付、 けん引① ②③を除 く。	終 日	2400 メートル	

に改め、

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車	制 日 限 時	区 間 距 離	摘 要
仁摩町大字仁万町591番地1先交 差点から同町大字大國町388番地 先石見八幡宮南西約50メートル先 交差点までの間の主要地方道仁摩 瑞穂線バイパス	50キロ メートル	車 緊急自動 車、原付、 けん引① ②③を除 く。	終 日	1010 メートル	
仁摩町大字大國町388番地先石見 八幡宮南西約50メートル先交差点 から同町大字大國町462番地3先 南方約50メートル先までの間の主 要地方道仁摩瑞穂線	50キロ メートル	車 緊急自動 車、原付、 けん引① ②③を除 く。	終 日	440 メートル	

を削り、同項に次のように加える。

温泉津町温泉津大字小浜イ20番地7先三差路交差点北詰から同イ22番地1先三差路交差点南詰までの間の町道松山線	40キロメートル	車 而 緊急自動 車、原付、 けん引(②) ③を除く。	終日	1100 メートル	
--	----------	--	----	--------------	--

別表第 8 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 22 条第 1 項の規定による最高速度制限場所) の江津警察署の項中

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 而	制限 時	区間距離	摘要
渡津町571番地10先交差点(京都起点435.35キロメートル)から和木町1025番地14先(京都起点439.8キロメートル)までの間の国道9号	40キロメートル	車 而 緊急自動 車、原付、 けん引(②) ③を除く。	終日	4450 メートル	

を

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 而	制限 時	区間距離	摘要
渡津町571番地10先交差点(京都起点435.35キロメートル)から嘉久志町イ1682番地7先(京都起点438.1キロメートル)までの間の国道9号	40キロメートル	車 而 緊急自動 車、原付、 けん引(②) ③を除く。	終日	2750 メートル	

に改め

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 而	制限 時	区間距離	摘要
和木町1025番地14先(京都起点439.8キロメートル)から波子町イ1255番地先浜田市境界(京都起点445.94キロメートル)までの間の国道9号	50キロメートル	車 而 緊急自動 車、原付、 けん引(①) ②③を除く。	終日	6140 メートル	

を削り、同項に次のように加える。

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 而	制限 時	区間距離	摘要
嘉久志町イ1682番地7先(京都起点438.1キロメートル)から敬川町1181番地27先北方の新敬川橋東詰(京都起点443.15キロメートル)までの間の国道9号	50キロメートル	車 而 緊急自動 車、原付、 けん引(①) ②③を除く。	終日	5050 メートル	
敬川町1044番地1先(京都起点443.6キロメートル)から波子町イ1255番地先浜田市境界(京都起点445.94キロメートル)までの間の国道9号	50キロメートル	車 而 緊急自動 車、原付、 けん引(①) ②③を除く。	終日	2340 メートル	

別表第 8 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 22 条第 1 項の規定による最高速度制限場所) の浜田警察署の部浜田市の項中

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 而	制限 時	区間距離	摘要
国分町1833番地393先(京都起点450.1キロメートル)から周布町イ61番地1先(京都起点464.2キロメートル)までの間の国道9号	50キロメートル	車 而 緊急自動 車、原付、 けん引(①) ②③を除く。	終日	14100 メートル	

を

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車	制 日 限 時	区 間 距 離	摘 要
国分町1833番地393先 (京都起点450.1キロメートル) から下府町163番地19先 (京都起点452.25キロメートル) までの間の国道9号	50キロメートル	車 緊急自動 車、原付、 けん引(① ②③を除 く。	終 日	2150 メートル	
下府町306番地4先浜田バイパス東口交差点 (京都起点453.5キロメートル) から周布町161番地1先 (京都起点464.2キロメートル) までの間の国道9号	50キロメートル	車 緊急自動 車、原付、 けん引(① ②③を除 く。	終 日	10700 メートル	

に改め

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車	制 日 限 時	区 間 距 離	摘 要
治和町口269の1番地先京都起点466.2キロメートル地点から西村町地内、大麻隧道西方 (京都起点468.8キロメートル) までの間の国道9号	50キロメートル	車 緊急自動 車、原付、 けん引(① ②③を除 く。	終 日	2600 メートル	

を削る。

別表第8 (法第4条第1項、第2項及び第22条第1項の規定による最高速度制限場所) の浜田警察署の部那賀郡の項中

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車	制 日 限 時	区 間 距 離	摘 要
西村町1072番地先 (京都起点470.2キロメートル) から那賀郡三隅町大字三隅871番地先 (京都起点475.8キロメートル) までの間の国道9号	50キロメートル	車 緊急自動 車、原付、 けん引(① ②③を除 く。	終 日	5600 メートル	

を

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車	制 日 限 時	区 間 距 離	摘 要
三隅町大字折居158番地先峠口バス停西方 (京都起点472.3キロメートル) から同町大字三隅地内三隅町斎場入口先 (京都起点474.3キロメートル) までの間の国道9号	50キロメートル	車 緊急自動 車、原付、 けん引(① ②③を除 く。	終 日	2000 メートル	

に改める。

別表第8 (法第4条第1項、第2項及び第22条第1項の規定による最高速度制限場所) の益田警察署の部益田市の項中

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車	制 日 限 時	区 間 距 離	摘 要
安富町2587の6番地先北方200メートル地点 (京都起点502.2キロメートル) から神田町576番地先 (京都起点506.9キロメートル) までの間の国道9号	50キロメートル	車 緊急自動 車、原付、 けん引(① ②③を除 く。	終 日	4700 メートル	

を

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車	制 日 限 時	区 間 距 離	摘 要
安富町1681番地1先 (京都起点502.94キロメートル) から神田町1710番地先 (京都起点506.9キロメートル) までの間の国道9号	50キロメートル	車 緊急自動 車、原付、 けん引(① ②③を除 く。	終 日	3960 メートル	

に改め

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車	制 日 限 時	区 間 距 離	摘 要
木部町116番地2先 南方500メートル地点 (京都起点490.3キロメートル) から津田町1254番地2先 (京都起点491.38キロメートル) までの間の国道9号	50キロメートル	車 緊急自動 車、原付、 けん引(① ②③を除 く。	終 日	1080 メートル	

を削る。

別表第 8 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 22 条第 1 項の規定による最高速度制限場所) の津和野警察署の項中

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車	制 日 限 時	区 間 距 離	摘 要
日原町大字青原地内、益田市境界 (京都起点511.56キロメートル) から同町大字青原138の3番地先 京都起点515.4キロメートル地点までの間の国道9号線	50キロメートル	車 緊急自動 車、原付、 けん引(① ②③を除 く。	終 日	3850 メートル	
日原町大字枕瀬545番地1先 (京都起点520.1キロメートル) から同町大字滝元186の3番地先 (京都起点522.0キロメートル) までの間の国道9号	50キロメートル	車 緊急自動 車、原付、 けん引(① ②③を除 く。	終 日	1900 メートル	

を

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車	制 日 限 時	区 間 距 離	摘 要
日原町大字青原地内 益田市境界 (京都起点511.5キロメートル) から同町大字富田135番地先 (京都起点513.6キロメートル) までの間の国道9号	50キロメートル	車 緊急自動 車、原付、 けん引(① ②③を除 く。	終 日	2100 メートル	

日原町大字枕瀬549番地先 (京都起点520.1キロメートル) から同町大字枕瀬623番地先 (京都起点520.5キロメートル) までの間の国道9号	50キロメートル	車 緊急自動 車、原付、 けん引(① ②③を除 く。	終 日	400 メートル	
--	----------	---	--------	-------------	--

に改める。

別表第 8 (法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第 22 条第 1 項の規定による最高速度制限場所) の浦郷警察署の項中

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車	制 日 限 時	区 間 距 離	摘 要
西ノ島町大字美田2348番地1先 黒木発電所前三差路西方170メートル地点から同31番地先 四引橋西方三差路までの間の国道485号線 (1330メートル) 国道485号線バイパス (1880メートル)	50キロメートル	車 緊急自動 車、原付、 けん引(① ②③を除 く。	終 日	3210 メートル	
西ノ島町大字浦郷211番地先から同町大字浦郷539番地先までの間の臨港道路	40キロメートル	車 緊急自動 車、原付、 けん引(② ③を除く。	終 日	862 メートル	

を

区域又は道路の区間	最高速度 (毎時)	制限する 車	制 日 限 時	区 間 距 離	摘 要
西ノ島町大字美田2145番地先 黒木発電所前三差路西方190メートル地点から同31番地先 四引橋西方三差路までの間の国道485号 (1330メートル)、国道485号バイパス (1880メートル)	50キロメートル	車 緊急自動 車、原付、 けん引(① ②③を除 く。	終 日	3210 メートル	

西ノ島町大字浦郷214番地先から同町大字浦郷4019番地1先までの間の臨港道路	40キロメートル	車両 (緊急自動車、けん引(②)、③を除く。)	終日	862 メートル	
---	----------	----------------------------	----	-------------	--

に改める。

別表第9(法第4条第1項、第2項及び第17条第5項第4号の規定による追越のための右側部分のみ出し通行禁止場所)の松江警察署の部松江市の項中

場	所	区間距離	禁止日時	摘要
西忌部町622番地3先から東忌部町1672番地7先までの間の主要地方道松江木次線		2000 メートル	終日	

を

場	所	区間距離	禁止日時	摘要
西忌部町622番地3先から東忌部町2482番地1先南方約100メートル先の郡境までの間の主要地方道松江木次線		3500 メートル	終日	

に改める。

別表第11(法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所)の松江警察署の部松江市の項中

場	所	指定場所に進行してきた車両等が停止すべきとき	摘要
片原町89番地先	幸橋南詰交差点	西詰	
菅田町160番地先	南方三差路	東詰	

を

山代町486番地4先	交差点	北詰	
------------	-----	----	--

場	所	指定場所に進行してきた車両等が停止すべきとき	摘要
片原町87番地先	幸橋南詰交差点の西詰	西詰	
学園一丁目6番3号先	南西交差点	東詰	
山代町486番地4先	二子塚古墳北西側交差点	南詰・北詰	

に改め、同項に次のように加える。

場	所	指定場所に進行してきた車両等が停止すべきとき	摘要
片原町100番地先	幸橋南詰交差点の東詰	東詰	
大庭町1085番地5先	南方三差路	北詰	
学園南一丁目22番7号先	昭和橋東詰交差点	南詰・北詰	
乃木福富町105番地6先	三差路	西詰	
乃木福富町105番地4先	交差点	南東詰・北西詰	
乃木福富町132番地2先	三差路	南詰	

乃木福富町141番地 1 先 三差路	南 詰	
乃木福富町148番地 1 先 三差路	北 詰	
乃木福富町157番地先 三差路	北 詰	
乃木福富町167番地 1 先 交差点	南詰・北詰	
乃木福富町225番地 3 先 三差路	南 詰	
乃木福富町233番地 1 先 三差路	西 詰	

別表第11（法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第43条の規定による一時停止場所）の松江警察署の部八束郡の項に次のように加える。

場	所	指定場所に進行してきた車両等が停止すべきとき	概要
八束町大字江島538番地先	三差路	北 詰	

別表第11（法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第43条の規定による一時停止場所）の木次警察署の項中

場	所	指定場所に進行してきた車両等が停止すべきとき	概要
大東町大字上久野100番地 7 先	上久野橋北詰交差点	東詰・西詰	

を削り、同項に次のように加える。

場	所	指定場所に進行してきた車両等が停止すべきとき	概要
木次町大字下熊谷1069番地先		南 詰	

別表第11（法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第43条の規定による一時停止場所）の掛合警察署の項に次のように加える。

場	所	指定場所に進行してきた車両等が停止すべきとき	概要
掛合町大字波多961番地 2 先	吉野農道入口三差路	西 詰	
三刀屋町大字乙加宮1419番地 1 先	鍋山橋西詰三差路	北 詰	

別表第11（法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第43条の規定による一時停止場所）の出雲警察署の部出雲市の項中

場	所	指定場所に進行してきた車両等が停止すべきとき	概要
塩冶原町二丁目 5 番17号先	三差路	南 詰	

を

場	所	指定場所に進行してきた車両等が停止すべきとき	概要
塩冶町223番地 7 先	北西三差路	南 詰	

に改め、同項に次のように加える。

場	所	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきとき の方向	摘要
西園町4244番地 1 先	十字路交差点	南 詰	
江田町47番地 4 先	交差点	北 詰	

別表第11（法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第43条の規定による一時停止場所）の平田警察署の項中

場	所	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきとき の方向	摘要
平田町2960番地 1 先	中央スポーツ公園前交差点	東詰・西詰	

を削り、同項に次のように加える。

場	所	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきとき の方向	摘要
鹿園寺町25番地11先	三差路	北西詰	

別表第11（法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第43条の規定による一時停止場所）の大社警察署の項中

場	所	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきとき の方向	摘要
大社町大字杵築西2537番地20先	交差点	西詰・南詰	
大社町大字杵築西2537番地20先	馬渡橋南詰交差点	北 詰	

を

場	所	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきとき の方向	摘要
大社町大字杵築西2537番地20先	馬渡橋南詰交差点	北詰・南詰	

に改める。

別表第11（法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第43条の規定による一時停止場所）の大田警察署の項に次のように加える。

場	所	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきとき の方向	摘要
三瓶町多根1450番地 大橋東詰三差路	北西方約100メートル地点の稚児	北 詰	

別表第11（法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第43条の規定による一時停止場所）の益田警察署の部益田市の項に次のように加える。

場	所	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきとき の方向	摘要
高津町ロ 4 番地16先交差点		東詰・西詰	

別表第11（法第 4 条第 1 項、第 2 項及び第43条の規定による一時停止場所）の西郷警察署の項中

場	所	指定場所に進行して きた車両等が停止す べきとき の方向	摘要
布施村大字飯美地内	飯美橋東方交差点	西 詰	

を削る。

別表第11（法第4条第1項、第2項及び第43条の規定による一時停止場所）の浦郷警察署の項中

場	所	指定場所に進行してきた車両等が停止すべきとき	概要
西ノ島町大字美田204番地先	交差点	東詰・西詰	
西ノ島町大字美田2179の2番地先	交差点	東詰・北詰	
西ノ島町大字浦郷211の1番地先	三差路	北 詰	
海士町大字福井412番地先	福井小学校東方三差路	北 詰	

を

場	所	指定場所に進行してきた車両等が停止すべきとき	概要
西ノ島町大字美田283番地24先	JA隠岐どうせん美田出張所前交差点	東詰・西詰	
西ノ島町大字美田2179番地2先	交差点	北詰・東詰	
西ノ島町大字浦郷214番地1先	三差路	北西詰	
海士町大字福井394番地2先	福井小学校北東方三差路	北西詰	

に改める。

別表第12（法第4条第1項、第2項及び第45条第1項の規定による車両の駐車を禁止する場所）の松江警察署の部松江市の項に次のように加える。

場	所	対象車両	区間距離	適用時間	概要
乃木福富町267番地2先	主要地方道松江木次線高架橋松江農林高校南交差点から同町296番地1先	車 両 (二輪のもの のを除く。)	終 日	400 メートル	
	主要地方道松江木次線高架下交差点までの間の市道				

別表第12（法第4条第1項、第2項及び第45条第1項の規定による車両の駐車を禁止する場所）の出雲警察署の部出雲市の項中

場	所	対象車両	区間距離	適用時間	概要
知井宮町1380番地先	から神門町810の1番地前までの間の県道大社立久恵線	車 両 (二輪のもの のを除く。)	終 日	800 メートル	

を

場	所	対象車両	区間距離	適用時間	概要
神門町797番地先	神門交差点から知井宮町1803番地先	車 両 (二輪のもの のを除く。)	終 日	1400 メートル	
	浅柄大橋東詰交差点までの間の県道大社立久恵線				

に改める。

別表第12（法第4条第1項、第2項及び第45条第1項の規定による車両の駐車を禁止する場所）の大田警察署の項中

場	所	対象車両	区間距離	適用時間	概要
大田町大田口818番地先	栄町交差点から久利町久利679の2番地先までの間の主要地方道大田桜江線	車 両 (二輪のもの のを除く。)	終 日	6030 メートル	

を

場	所	対象車両	区間距離	適用時間	摘要
大田町大田ロ818番地先栄町交差点から久利町久利639番地2先までの間の主要地方道大田桜江線		車 両 (二輪のもの のを除く。)	終 日	3850 メートル	
久利町久利406番地10先から同689番地3先までの間の主要地方道大田桜江線		車 両 (二輪のもの のを除く。)	終 日	750 メートル	

に改める。

別表第12 (法第4条第1項、第2項及び第45条第1項の規定による車両の駐車を禁止する場所) の温泉津警察署の項に次のように加える。

場	所	対象車両	区間距離	適用時間	摘要
温泉津町温泉津大字小浜イ20番地7先三差路交差点北詰から同イ22番地1先三差路交差点南詰までの間の町道松山線		車 両 (二輪のもの のを除く。)	終 日	1100 メートル	

別表第12 (法第4条第1項、第2項及び第45条第1項の規定による車両の駐車を禁止する場所) の浦郷警察署の項中

場	所	対象車両	区間距離	適用時間	摘要
西ノ島町大字浦郷211番地先から同町大字浦郷539番地先までの間の臨港道路		車 両 (二輪のもの のを除く。)	終 日	862 メートル	
西ノ島町大字浦郷534番地先 西ノ島町役場西側、南三差路から同、北三差路までの間の町道95号線		車 両 (二輪のもの のを除く。)	終 日	35 メートル	
西ノ島町大字美田2348番地1先 黒木発電所前三差路西方170メートル地点から同31番地先 四引橋西方三差路までの間の国道485号線 (1330メートル) 国道485号線バイパス (1880メートル)		車 両 (二輪のもの のを除く。)	終 日	3210 メートル	

を

場	所	対象車両	区間距離	適用時間	摘要
西ノ島町大字浦郷214番地1先から同町大字浦郷4019番地1先までの間の臨港道路		車 両 (二輪のもの のを除く。)	終 日	862 メートル	
西ノ島町大字浦郷534番地先 西ノ島町役場南西三差路から同西ノ島町役場北西三差路までの間の町道63号線		車 両 (二輪のもの のを除く。)	終 日	35 メートル	
西ノ島町大字美田2145番地先 黒木発電所前三差路西方190メートル地点から同町大字美田31番地先 四引橋西方三差路までの間の国道485号 (1330メートル) 、 国道485号バイパス (1880メートル)		車 両 (二輪のもの のを除く。)	終 日	3210 メートル	

に改める。

別表第20 (法第4条第1項、第2項及び第44条第1項の規定により、車両の停車及び駐車を禁止する区域、道路の区間、対象車両及び日時) の松江警察署の部松江市の項に次のように加える。

場	所	対象車両	禁止日時	区間距離	摘要
西條島町二丁目10番16号先 島根県職員運動場西側国道9号と主要地方道松江木次線分岐部高架橋北側入口から乃木福富町267番地2先 主要地方道松江木次線高架橋松江農林高校南交差点までの間の主要地方道松江木次線		車 両	950 メートル	終 日	

別表第26 (法第4条第1項及び第2項の規定による自転車横断帯設置場所) の松江警察署の部松江市の項に次のように加える。

場 所	自転車横断帯設置数	摘 要
東生馬町15番地 1 先 松江整肢学園前交差点	3	
乃木福富町105番地 6 先 三差路	1	
乃木福富町105番地 4 先 交差点	3	
乃木福富町132番地 2 先 三差路	1	
乃木福富町141番地 1 先 三差路	3	
乃木福富町148番地 1 先 三差路	1	
乃木福富町157番地先 三差路	2	
乃木福富町167番地 1 先 交差点	2	
乃木福富町225番地 3 先 三差路	1	
乃木福富町233番地 1 先 三差路	1	

別表第26 (法第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定による自転車横断帯設置場所) の三枝警察署の項に次のように加える。

場 所	自転車横断帯設置数	摘 要
横田町大字下横田83番地 8 先 重国入口交差点	2	

別表第26 (法第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定による自転車横断帯設置場所) の出雲警察署の部出雲市の項中

場 所	自転車横断帯設置数	摘 要
朝山町933番地先 三差路	1	
塩冶原町二丁目 5 番17号先 三差路	1	

を

場 所	自転車横断帯設置数	摘 要
朝山町933番地 1 先 朝山三差路	3	
塩冶町223番地 7 先 島根難病研究所北西三差路	2	

に改め、同項に次のように加える。

場 所	自転車横断帯設置数	摘 要
江田町47番地 4 先 交差点	1	

別表第26 (法第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定による自転車横断帯設置場所) の大社警察

毎週火・金曜日発行

警の項に次のように加える。

場 所	自転車横断帯設置数	摘 要
大社町大字北荒木10番地20先 交差点	4	

平成十四年十一月十二日印刷
平成十四年十一月十二日発行

発行者 島 根 県

発行所

松江市学園南町

松島陽根印刷所

定価一箇月 金二千四百二十円(送料共)